

## 要　　旨

### 原告第38準備書面

#### 《被告　丙ハ128号証に反論する》

##### 〔序　章〕

被告国は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）の真相を意図的に滅却させようとしている。

真相とは、発電所が地震と津波で壊れることを察していながら、被告東電に対策をさせなかった監理・監督の任務懈怠を世間に晒して、被告東電に「想定外」と偽装させたことは、まさに欺罔が行き着いた責任回避である。

このために、本準備書面において、原子力安全の責任が集中している規制主務省庁を代表する原子力安全・保安院が、事故前に報告していた「原子力安全・保安院8年間の施策（原子力安全関係）」で、「事故には至らないシナリオが想定されていたこと」を、原告が双葉町災害対策本部長の立場で、詳しく解説することとする。

したがって、当「原子力安全・保安院8年間の施策」（丙ハ第128号証）がいう、被告国が安全規制を正確で速やかに実行させていれば、双葉町の自治権侵害が起こらず、原告及び双葉町民たちは、本件事故による苦難・苦役に誘導されることなく、自分の生存権・健康権はもちろん、双葉町から離れざるを得ない理由が、全く存在しなかったことがよくわかる。

当、第38準備書面は、被告国及び被告東電がいう指摘事項を、本件事故前に完成させていれば、本件のようなレベル7かける4基=28の規模による、多種・多重な被害による損害を防げたと主張するものである。

## 本論]

### 第1章 規制主務省庁の原子力安全姿勢

「原子力安全・保安院 8年間の施策」で説明したこと（被告国 証拠丙ハ第128号証から）

- 規制当局の体制整備（組織、人材、マネジメント体制）←
- (1) 原子力安全規制の体制～1～←

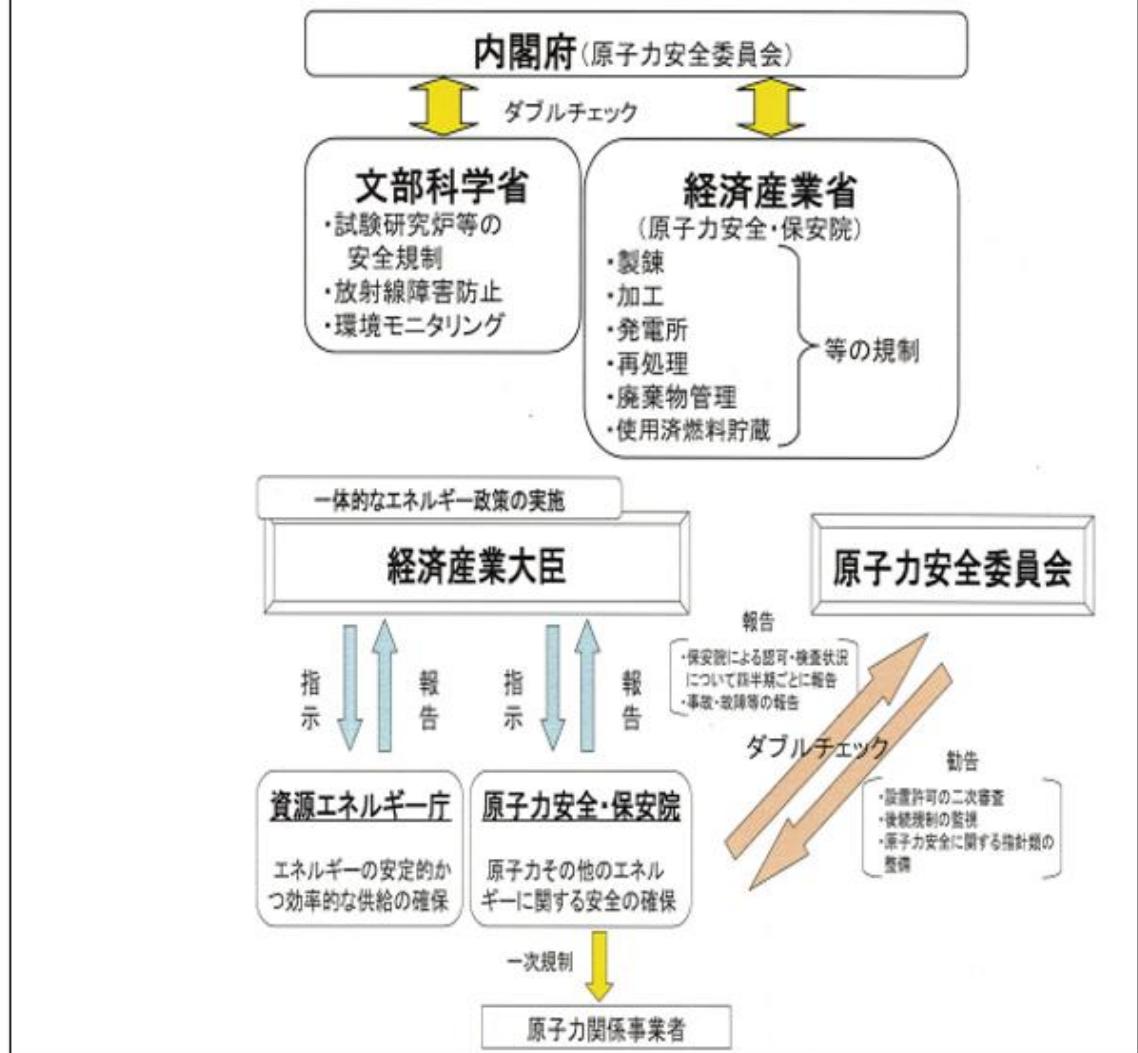
## 1. 規制当局の体制整備（組織、人材、マネジメント体制等）

### (1) 原子力安全規制の体制～1～

- ◆平成13年1月、省庁再編により、経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。
- ◆その際、エネルギーに係る安全及び産業保安の確保のみを所管する組織として、原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）を「特別の機関」として設立。エネルギーの安定的・効率的な供給を確保するに当たり、安全確保は不可欠の前提であるが、国民の負託を受けて安全規制を実施する上で、資源エネルギー庁とは別の独立した組織として構成。
- ◆保安院は、事業者に対する一次規制庁として、国民への説明責任を果たしながら安全規制を実施。更に、内閣府に設置された原子力安全委員会により、国民の負託に応えているかを不断にチェックされる体制（ダブルチェック体制）を構築。

原告の解釈：「経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。」と記されているので、本件事故は、一元的に経済産業省の責任となることが、ここで証明されたので、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の、事故の責任から逃げることはできない。←

## ～原子力安全規制の概要～



**原告の解釈:** 上記図表に原子力安全規制の構図が明記されているので、原告が解釈を加える必要がない。よって、本件事故の全てにおいて、内閣府以下、この構図にある者たちは、原告に対して、被告国は責任の転嫁及び放棄をすることはできない。←

## (1)原子力安全規制の体制 ~2~

◆原子力安全規制を実効あらしめるため、人員を増強とともに、質的な向上を図り、現行の原子力安全規制を実施する上で必要となる人的基盤を整備。  
今後、更なる質的向上を目指し、研修等の充実、強化を進めていく。

### ①人員の増強

◎原子力安全規制行政機関(管理部門含む) 合計 約 590名  
○経済産業省原子力安全・保安院 約380名 (←発足時約140名)  
(うち検査官約140名 (←発足時約50名))  
○文部科学省 約100名  
○内閣府原子力安全委員会 約110名 (←保安院発足時約95名)

◎安全規制支援機関 合計 約 660名  
○独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES) 約470名 (うち検査員 約110名)  
○独立行政法人日本原子力研究開発機構(安全性研究センター、安全試験施設管理部等) 約210名

### ②質的な向上

○保安院に、メーカー、研究機関、危機管理省庁等から経験豊かな中途採用者を採用。(現在 約90名)  
○原子力安全に係る人材育成コースを設定し、内外の機関の協力を得つつ、専門性の育成に必要な多様な研修制度を整備。

※数字はいずれも平成20年4月現在。

6

原告の解釈: 原子力安全規制の体制が存在していたことを明記してあるので、本件事故以前において、人員は補強されており、質の向上もされていたので、**原子力保安検査官と原子力防災専門官**の行方が、分からなくなることは許されない。←

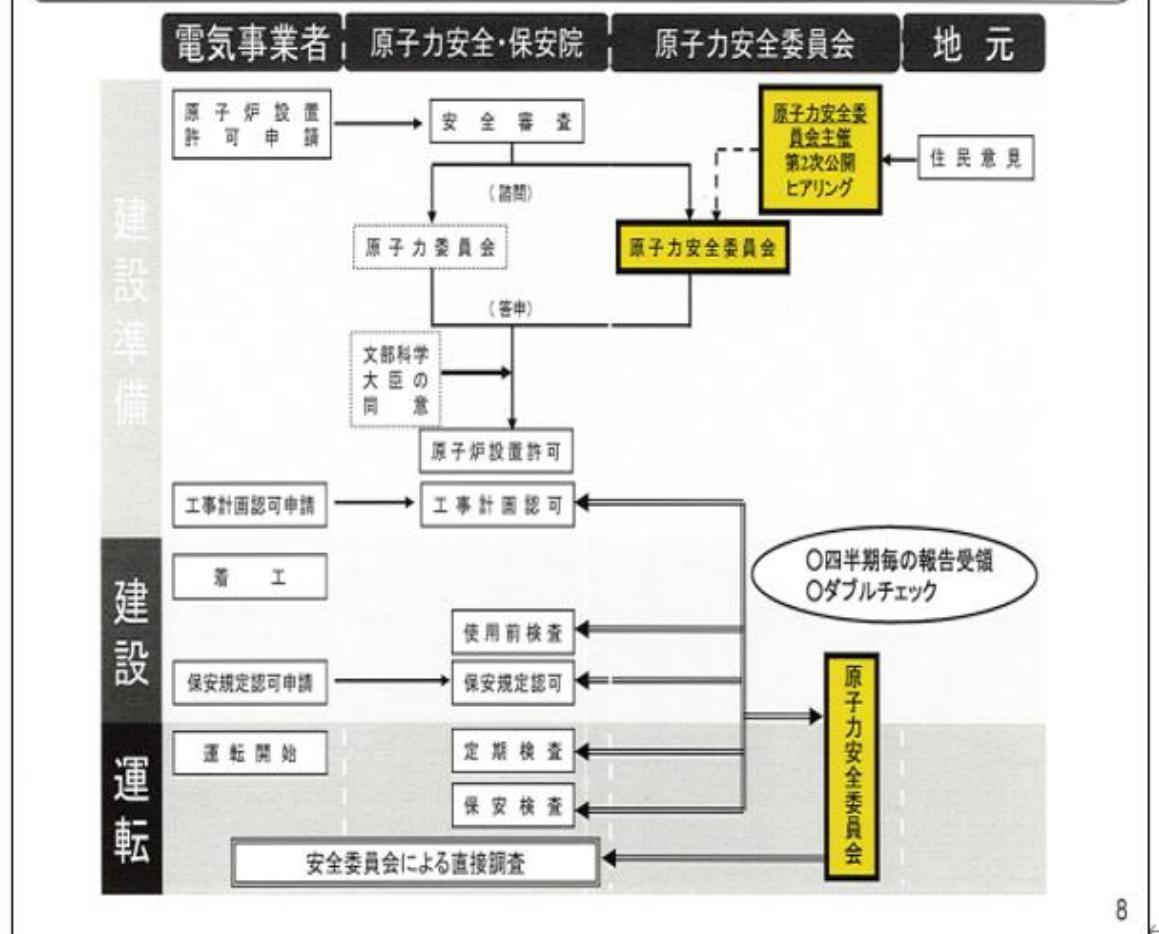
- ◆保安院は、実用炉、サイクル施設等の原子力に係る安全の確保と産業保安の確保を一元的に実施。  
 ◆本省担当課室のみならず、現地に原子力保安検査官事務所や各地方に産業保安監督部を持つ。



**原告の解釈**: 原子力安全・保安院の組織表が示されている。これにより、**責任の所在が明確になっている**。保安院長から原子力保安検査官事務所 21 か所の指揮命令系統がしっかりと明記されている。末端の責任の総責任者は、保安院長にあるので、些細なトラブル等も含め、監督責任から逃れられない。

## (2) 原子力安全規制の全体像

- ◆原子力発電所の建設準備段階から運転段階まで、段階的に安全規制を実施。
  - ◆保安院のみならず、原子力安全委員会が、各段階で効果的にダブルチェックを実施。



原告の解釈：上記の「原子力安全規制の全体像」を見れば、建設準備段階から建設、運転に至るまでとは、「本件事故」に至るまで原子力安全委員会が関わっていたことが明記されている。このため、「本件事故」の全体の責任者ということができる。したがって、原子力安全委員会らは姿を消しても、事故時には存在していたのだから、事故を招いて原告らに強制している苦役と、双葉町の社会秩序を壊した責任は、しっかり現存している。←

## (5)原子力安全・保安院の組織目標

### 国民の安全の確保と環境の保全

## (6)原子力安全・保安院の行動規範

#### 強い使命感

- 常に国民の安全を第一に考え、緊張感をもって任務を行う。
- 緊急時には安全確保のため積極果敢に行動する。
- 業務運営を不斷に見直し、活動を質的に向上させる。

#### 科学的・合理的な判断

- 安全確保を目標とする専門機関として、現場を正確に把握する。
- 十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断を行う。

### 4つの行動規範に基づき行動する

#### 業務執行の透明性

- 何ごとも秘密にすることなく、日々の業務執行状況について情報公開に取り組む。
- 原子力安全・保安院が何を考え、どのように行動したのか、すなわち「自分自身を説明する」責任を果たす。

#### 中立性・公正性

- 安全規制機関として常に公正・中立な判断を行う。
- 産業界の利益追求をおもんぱかって判断を左右しない。

10

原告の解釈：原子力安全・保安院が言う「4つの行動規範」についての責任があるので、本件事故の責任があることは明確である。特に、業務執行の透明性において、原告ら発電所周辺自治体が有していた「原子力災害合同対策協議会」に参席する権利について、参集の呼びかけをしなかった責任は、政府に存在する。したがって、原告ら双葉郡の各町長は、事故情報の共有並びに協議の機会を阻まれてしまった。これは極めて悪質な事件であるので、赦免することは絶対にできない。

## (7)原子力安全規制の理念

◆原子力安全確保のための一義的な責任は事業者にある。保安院は、国民の負託を受け、原子力事業者が的確に安全を確保するように、その事業活動を規制する責務を負う。

### 理念1:安全規制が明確であり、公開されていること

○国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。

### 理念2:安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること

#### ◆科学的合理性

○最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、安全規制の有効性と効率性を最大限発揮させることが重要。

#### ◆客観性

○安全規制の仕組みや基準は、明文化されかつ明確であることが重要。

### 理念3:国際動向に主体的に対応すること

○我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図るために、国際的な情報収集・協力等が必要。

○原子力安全は世界共通の課題であり、国際的な知見・経験の共有及び国際的な協力が必要。

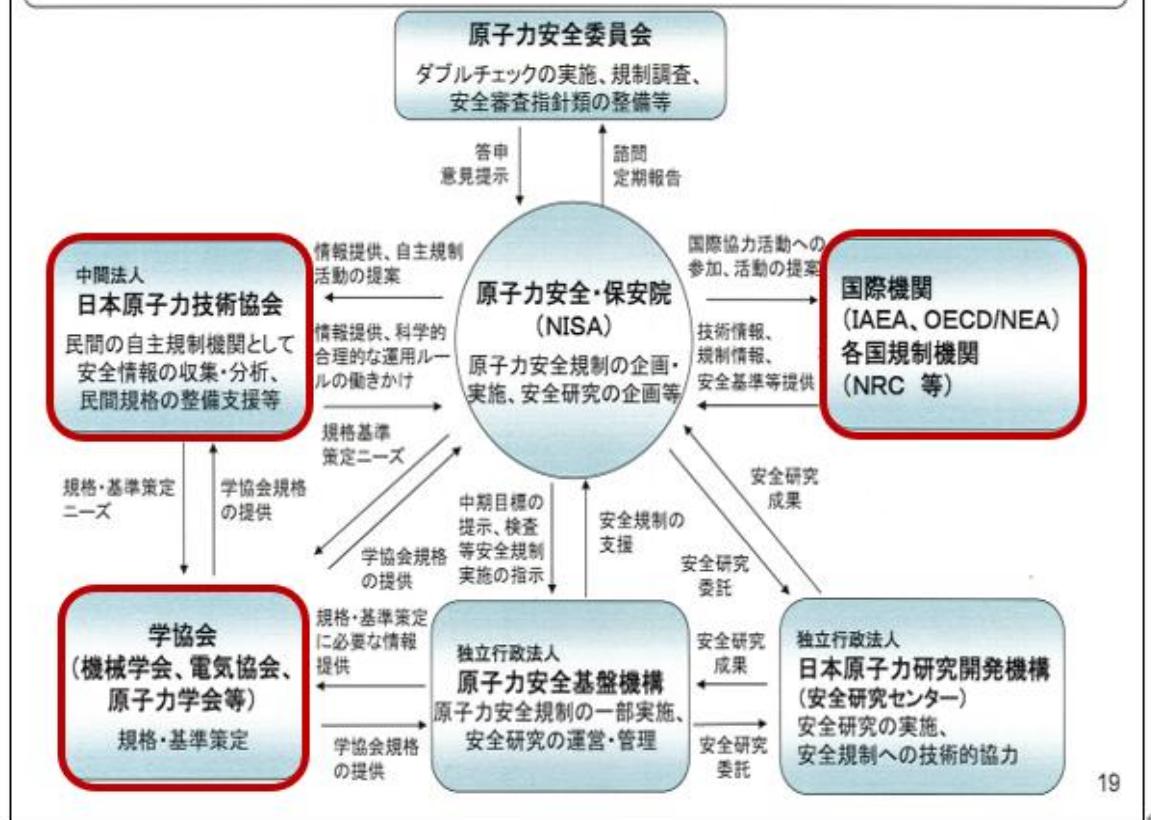
原告の解釈:「理念1:安全規制が明確であり、公開されていること」○

国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。と、記されている。本件事故の前後において、理念1は、全くのウソだったので本件事故に至っている。これを背任という。←

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会を構成していた、双葉郡と地震と津波問題を主題とした技術的な会議を一度も開催していなかった。一番被害が及ぶ立地町を排除して、遠く離れた東京で作られた安全論に、本件事故は騙された結果を示す。双葉町が、架空の安全論に騙された、現在の惨めな姿である。←

## (2) 安全確保に係る関係機関の連携強化

○保安院では、原子力安全の確保のため、今後も関係機関との連携を強化していく。



19

原告の解釈:  印の組織は、任意で行政法人ではないので、国民は法的制約を受けることはない。これらの任意組織の資金源が公的支援なのかを問い合わせ、もし、原子力産業等の組織からの支援だとすれば、利益共有になって公平・公正が確保できなくなるので、この組織図から排除しなければならない。←  
因みに、原告が調べた限りでは、IAEA, ICRP, UNSCEAR 等は、任意団体であるので、原告（双葉町災害対策本部長）の主権を侵害することはできない。←

## (1)原子力防災対策の取り組み～2～

### ②原子力防災に係る施設・資機材の整備

- ・原子力発電所等の近傍における緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)を整備(平成12年～平成16年10月までに20箇所のオフサイトセンターを整備)。
- ・自治体の非常用通信機器(専用電話回線、ファクシミリ)、放射線障害防護用器具(汚染防護服、防護マスク)等の防災資機材、原子力防災ネットワーク等の整備、維持管理に係る財政支援を実施(平成12年～)。

### ③原子力総合防災訓練等

- ・内閣総理大臣等の参加を得て国、地方公共団体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を平成12年度から毎年1回実施。(ただし、平成16年度は中越地震に伴い中止。平成20年度は10月21・22日東京電力株福島第一原子力発電所を対象施設として実施。)これらの訓練は、地域住民の理解と訓練参加を含めた幅広い協力を得て実施されているところ。
- ・また、平成12年度より地方公共団体が毎年実施する原子力防災訓練において、計画の策定や実施に当たり助言を行うほか、現地に職員を派遣するなど、必要な協力を実施してきている。(平成20年度は11道県において、関係市町村とともに実施・実施予定。)
- ・その他、大規模地震災害、核燃料輸送事故、テロの発生等様々な事態の発生を想定した訓練を年間を通じ実施。

(参考)

保安院では、原子力防災専門官をはじめとする関係職員が、迅速、的確に判断し、行動を行うため、各種マニュアル類を整備している。このほか、中心的な役割を担う関係職員等に対し、緊急時における的確な判断及び行動能力を向上させる目的で、平成15年度から、原子力総合防災訓練の事前訓練において、訓練対象者にあらかじめ訓練シナリオを知らせずに行う訓練を実施。

22

原告の解釈：「②原子力防災に係る施設・資機材の整備」では、オフサイトセンターの整備が語られている。本件事故では、何ゆえに大熊町のオフサイトセンターが活用されなかったのか、大きな疑問がある。活用させない理由は何か、探ると発電所周辺自治体の参席が邪魔だったようだ。「③の原子力総合防災訓練等」において、原告ら双葉町災害対策本部は参加していた。本件事故で参加させない理由はいたって簡単で、情報を共有すると、ウソで事故対応をすることが、ごまかせなかったのだと推測している。そうでなければ、例え停電があったとしても、停電が回復した3月12日の午前3時には、一斉召集装置のボタンは押せたはずだが、原告が双葉町災害対策本部長でいる間は、原子力防災専門官から召集の呼びかけがなかった。やればできたのに、召集させなかったのは、疎外の意図の悪意があったと睨んでいる。

# 1. 原子力発電規制分野(安全審査関係)

## 設計段階の安全規制の向上

### ①原子力発電所に係る審査等の状況

#### ◆8年間の許認可実績

##### ○新增設

- －泊発電所3号炉の増設 平成15年 7月 2日許可
  - －島根原子力発電所3号炉の増設 平成17年 4月26日許可
  - －大間原子力発電所※の新設 平成20年 4月23日許可
- (※全炉心にMOX燃料を装荷可能な設計)

##### ○プルサーマル

- －玄海原子力発電所3号炉 平成17年 9月 7日許可
- －伊方発電所3号炉 平成18年 3月28日許可
- －浜岡原子力発電所4号炉 平成19年 7月 4日許可
- －島根原子力発電所2号炉 平成20年10月28日許可

##### ○過去8年間におけるすべての許認可件数(上記許可を含む。)

(平成20年12月末時点)

許認可	原子炉設置(変更)許可	工事計画(変更)認可	特殊設計施設認可	燃料体設計認可	特殊加工認可
件数	42	385	27	103	19

#### ◆審査中の案件

##### ○新增設

- －敦賀発電所3、4号炉の増設 平成16年 3月30日申請、現在1次審査中
- －東電東通原子力発電所の新設 平成18年 9月29日申請、現在1次審査中

##### ○プルサーマル

- －女川原子力発電所3号炉 平成20年11月 6日申請、現在1次審査中
- －泊発電所3号炉 平成21年 3月 9日申請、現在1次審査中

原告の解釈：上記には、8年間の許認可実績が記されている。新增設が3か所、プルサーマルは4か所の許認可を行っていることが記されている。過去8年間の全ての許認可数は上記表で確認した。更に、審査中の案件として、新增設2件、プルサーマル2件となっていることが示されている。したがって、原子力安全・保安院は、原子力発電所を集中して許認可を管轄しているので、**福島第一原子力発電所が自然現象で壊れたのは、想定外ではなく設計・審査が、発電所の安全を満足していなかったということを示しているから、本件事故の責任は絶対に免れることはない。**←

## ②耐震設計審査指針の改定に伴う耐震安全性の評価

＜新しい指針を踏まえた耐震バックチェック＞

- 平成18年9月に原子力安全委員会において耐震設計審査指針が改訂されたことを踏まえ、耐震安全性の一層の信頼性の向上を図るため、既設の原子力発電所について、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価(耐震バックチェック)の実施を指示。
- 平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を踏まえ、各事業者に対して耐震バックチェックの実施計画の見直しを指示し、柏崎刈羽原子力発電所以外のすべての発電所について平成20年3月末までに中間報告等が提出。
- 新潟県中越沖地震から得られた知見を整理し、耐震バックチェックに反映すべき事項をとりまとめ、各事業者に通知(平成19年12月及び平成20年9月)。
- 事業者から提出された中間報告等については、保安院の審議会で厳正なる審議を行っているところ。島根原子力発電所、志賀原子力発電所の中間報告について、保安院は、審議会での審議結果を踏まえ、妥当である旨の評価結果を取りまとめたところ。その他の発電所の中間報告等についても、引き続き、厳格に確認していく。
- 事業者は、中間報告等の保安院による評価結果等を踏まえ、引き続き耐震安全性の評価を進め、最終報告を保安院に提出する見込み。

**原告の解釈**：上記では、耐震設計審査指針の改訂を行い、耐震安全性を評価している。ここで、【「平成 21 年 7 月 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の耐震安全性について」という原子力安全・保安院が福島県原子力発電所安全確保技術連絡会に提出した資料を読むと、1. 耐震設計の基本的考え方と耐震バックチェックについて、4 頁には、原子力発電所の耐震設計の基本的な考え方として、原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』に従い設計 その基本的考え方は、大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない安全上重要な『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』機能が確保されるように設計。←

被告東電及び国が主張している「想定外」に、免責規定は盛り込まれていない。本件事故のように、「想定外」を主張できるのであれば、耐震設計審査指針などは不要である。しかし、ここに、耐震設計審査指針が存在していたのだから、被告らが言う「想定外」は責任逃れの言いわけに過ぎず、本件事故の罪を免れることはできない。←

### ● ここで話題を福島県に置き換える←

以下に、双葉町が参加した、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の会議録について述べる。←

## ○まとめ(議長:八木次長)

今回説明いただいた耐震安全性評価のうち、20年3月の福島第一・5号機及び福島第二・4号機の代表プラントにおける中間報告について、原子力安全・保安院は東京電力の評価は妥当であると判断したところです。

原子力安全・保安院におかれましては、引き続き、県内の他の各プラントにおける耐震安全性評価についてしっかりと審議いただき、その内容を地元に分かりやすく、丁寧に説明いただきたい。

また、東京電力におかれましては、最終報告に向けて予断を待たずに常に新しい知見があれば適切に反映するとともに、地元に分かりやすく、丁寧にご説明をいただきたい。

本技術連絡会では、福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価の取組状況を確認していくため、今後も国や東京電力に説明をお願いして参りたいと考えています。国や東京電力におかれましては、引き続き県民の安全・安心の確保に向けた取り組みをお願いしたい。

2009（平成 21）年 7 月 23 日

左、福島民友新聞記事、右、福島民報新聞記事

平成 21 年 7 月 22 日に行った、平成 21 年度第 2 回福島県原子力安全確保技術連絡会について報じられた記事。

## 原発の耐震安全性

福島原子力発電所安全確認技術連絡会は22日、福島市で会合を開き、県や立地町、学識経験者が福島第1、同第2原発の耐震安全性評価の中間報告などについて検証した。

東京心力側は、地盤による最大の揺れの強さ（基準地盤動）を600ガルに設定し、震災が発生した場合でも主要施設・機器の安全性が確保できたとする中間報告をあらためて説明。発心

所内施設の床の柔軟性など、最終報告で報告すべき事項の検証状況も示した。一方、経済産業省原子力安全・保安院は「評価は妥当」とした第一原発5号機、第2原発4号機の中間報告に対する国の見解を報告した。

## 評価の根拠求め る 県など連絡会で東電に

原発の原  
福島原子力発電所安全確保技術連絡会は二十二日、福島市  
のふくしま中町会館で会議を開き、福島第一原子力発電所、  
福島第二原子力発電所の耐震安全性評価中間報告について  
東京電力から説明を受けた。中間報告で東電が「安全」と  
評価する根拠について、委員は具体的な説明を求めた。  
会議は、東電が六月  
に福島第一原発1—  
4、6号機の耐震安全  
性評価中間報告を原子  
力安全・保安院に提出  
し、同原発すべてのフ  
ラントの中間報告が出  
たことに伴い、内容を  
確認するために開い

著、原子力安全・保安院の関係者らが出席した。東北が中間報告の概要を説明した。

各設備の構造強度評価で評価値が規準値以下だが余裕が少ない個所があることについて、委員から「安全性の根拠を国民が理解で

中間報告の内容を簡述した会場

安全・保安院が福島第一原発5号機、福島第二原発4号機の耐震性について「評価は妥当」とした。

## 原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計  
その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質  
の影響を及ぼさない



安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」  
機能が確保されるように設計

したがって、原発は壊れない

## 施設の耐震安全性の評価

基準地震動Ss-1、Ss-2及びSs-3による施設の耐震安全性評価等に対する保安院の検討結果は、以下のとおりである。

### (1) 建物・構築物

原子炉建屋の地震応答解析モデル、解析手法等は妥当なものと判断するとともに、その解析結果は耐震壁の機能維持が確保されるせん断ひずみに余裕をみて設定された基準値以下であることを確認し、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の原子炉建屋の耐震安全性が確保されると判断した。

### (2) 機器・配管系

機器・配管系の評価に主に用いられた手法は、これまで工事計画認可等において用いられた実績のあるものであり、それらの手法により行った構造強度評価結果は、評価基準値以下であることを確認した。また、制御棒挿入性に関する評価については、燃料集合体の相対変位が、評価基準値以下であることを確認した。

以上より、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の耐震安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保されると判断した。

## 福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されると判断した。

また、福島第一原子力発電所1～4、6号機及び福島第二原子力発電所1～3号機の中間報告については、それぞれ平成21年6月19日、同年4月3日に提出があり、基準地震動Ssは福島第一5号機及び福島第二4号機と同様に策定され、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能は確保されるとしている。原子力安全・保安院は、これらの内容について、今後、専門家による審議を踏まえ厳正に確認することとする。



福島第一原子力発電所



福島第二原子力発電所

東京電力HPから

原告の解釈：平成 21 年 7 月 22 日に行われた「福島県原子力安全確保技術連絡会」に提出された資料には、全て安全が担保されている。これが事実だったら、本件事故は起こらなかった。しかし、見事というか、手の施しようがないままに、第一原子力発電所は全壊した。火災でいえば全焼という状態は、全ての人が認めれる。←

この会議に使われた資料には、**直嶋経産大臣が「津波抜き」を決断した結果**により、津波の言葉は全く出てこない。←

**「福島県原子力安全確保技術連絡会」のこの会議は、被告国に騙された。**したがって、**本件事故は津波ではなく、対策をさせなかった原因の「人災」である。**←

〈新潟県中越沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性の確認〉

○柏崎刈羽原子力発電所については、中越沖地震の発生以降、保安院の審議会において中越沖地震により観測された最大加速度が設計時において算定された最大加速度を上回った要因、耐震設計上考慮すべき敷地周辺の活断層、柏崎刈羽原子力発電所の新たな基準地震動等について審議を重ねてきたところ。

○こうした審議を踏まえ、平成20年11月に原子力安全・保安院は、活断層及び地震動の評価結果等を中間報告として取りまとめ、原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。

○7号機については、東京電力から報告された新たな基準地震動に基づく設備等の耐震安全性の評価結果について、1月30日に原子力安全・保安院の評価報告書として取りまとめ、2月18日に原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。

←

原告の解釈：中段の「○～原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。」と記している。後段の「○7号機については、～2月18日に原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。」と、2つの○で、保安院の評価が妥当と判断した原子力安全委員会も、原子力発電所の安全について、責任がある。したがって、被告国に原発行政の責任があることを上記の記述で証明されている。当裁判で、原告に対して責任回避はできないのである。 ←

むすびに

ここまで、丙ハ第128号証を引用して、原告が自身の経験と双葉町長としての事実に基づき、批評をしてきたが、「記載されている内容に基づいた福島第一原子力発電所の安全規制」を原子力安全・保安院が行っていたら、絶対に被告東電が言う「想定外」の事故に至ることはなかった。

しかし、東日本大震災に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は事故を起こしてしまった。先の、最高裁判所が判示した、対策工事をしても事故は防げなかったということは間違いで、現場の事実を偽証している。

なぜなら、丙ハ第128号証に記されている内容に基づいた安全監理・規制を、原子力安全・保安院が実行していれば本件事故は、未然に防ぐことができたのは明白である。

本件事故が起きた原因は、発電所の監理を集中していた原子力安全・保安院の怠慢と、管理能力の欠如を主因とする「人災」である。

丙ハ第128号証は、原子力安全・保安院の正体を見るのには役に立つものである。しかも、反省と対策が明記されており、原子力発電所の安全は、原子力安全・保安院に監督責任が、唯一、集中していることも明らかにされている。

本件事故後に原子力安全・保安院は姿・形を消したが、事故時には存在していたのだから、事故防止の責任から逃れることはできない事由が、丙ハ128号証に明記されているので、事故を招いた無期限の責任を原告、国民に果たさなければならない。

おわり